

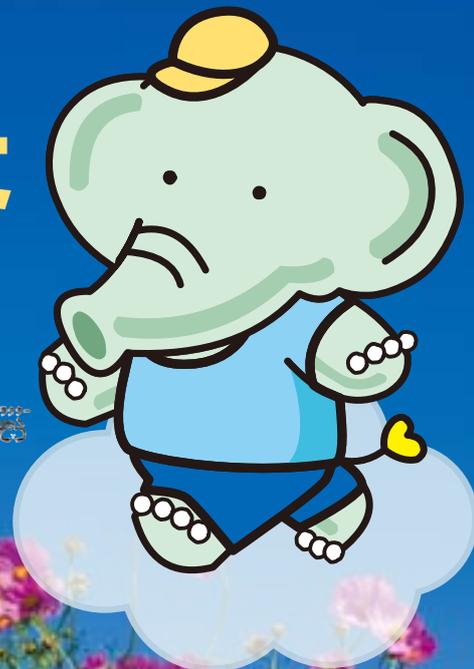
保存版 ご家庭へお持ち帰りください。

# ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.436

平成23年9月15日発行



東日本大震災により被災された組合員及び被扶養者の皆さまには心からお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興と、皆さまのご健康をお祈りいたします。

被災された方への共済組合の各種支援制度についての専用電話窓口を開設していますので、どうぞご利用ください。

## 被災専用ホットライン

0120-97-8484

- ▶ 通話料無料  
携帯電話、PHSからも利用可
- ▶ 音声案内に従いボタン1を選択
- ▶ 受付時間  
午前9時～午後7時

掲載記事の詳細については、ホームページをご覧ください。コールセンターに照会願います。  
(電話番号等は最終ページに記載しています。)

## INDEX

### 共済組合への各種届出・お知らせ

- ① 被扶養者の資格確認を実施します ..... P 2
  - ② 被扶養者からはずれる場合は、すぐに手続きを! ..... P 4
  - ③ 組合員証(保険証カード)等の返却はお済みですか? ..... P 6
  - ④ 平成23年9月から長期掛金率が変わります ..... P 7
  - ⑤ 9月に標準報酬の定時決定が行われます ..... P 7
  - ⑥ 3歳未満の子を持つ組合員へのお知らせ ..... P 8
  - ⑦ 医療機関の窓口での自己負担額が  
変更になる場合があります ..... P 9
  - ⑧ 「医療費のお知らせ」を送付します ..... P 9
  - ⑨ 地方自治体医療費助成を受けている方は  
届出をお願いします ..... P 10
  - ⑩ 住宅貸付金の年末残高等証明書をお届けします ..... P 10
  - ⑪ メタボ健診が無料で受けられます ..... P 11
- 日本郵政共済組合(共済センター)への連絡先など ..... P 12

# 被扶養者の資格確認を実施します

共済センターでは、法令に基づき、毎年、組合員の被扶養者の資格確認を実施しています。

組合員の皆さまと事業主からお預りした大切な掛金と負担金が、適正に使用されるようにするための確認です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、例年、確認資料の提出が遅れる方がいますが、必ず期限までに提出いただくようお願いします。

## 注意

万一、必要な書類が提出されなかった場合は現在お持ちの被扶養者証(カード)が無効となる場合がありますので、提出期限を遵守していただきますよう重ねてお願いします。

## 1 対象者

日本郵政共済組合の被扶養者の認定を受けている組合員

## 2 実施方法

### (1) 被扶養者が全員扶養手当の支給対象となっている組合員

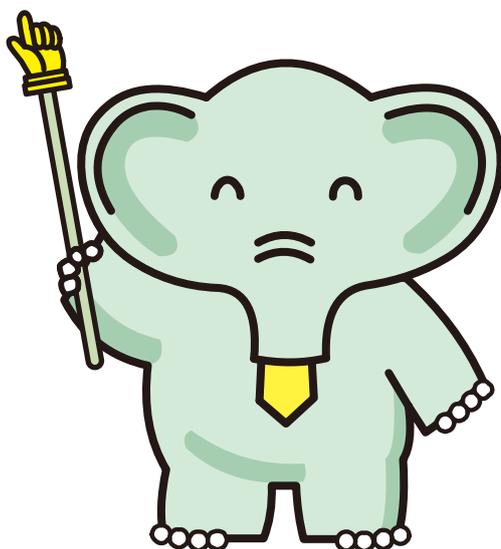
各社から提供されるデータを用いて資格確認を行いますので、該当の皆さまの手続きは不要です。

### (2) 扶養手当の支給対象となっていない被扶養者が1名以上いる組合員

10月上旬に組合員調書を送付しますので、必要事項を記載の上、確認資料を添付し、10月末日までに提出していただきます。

なお、資格確認の対象となる主な方は、次の被扶養者がいる方です。

- ・ 子のうち、22歳に達した年度の翌年度以降も引き続き収入限度額(年間130万円又は180万円)未満の収入の方
- ・ 60歳未満の父母等のうち、収入限度額(年間130万円又は180万円)未満の収入の方



### 3 平成22年度の主な取消事例

- (1) 課税証明書を取得したら、すでに収入限度額を超えていた!
  - ➡ 課税証明書のほか、給与等証明書又は給与明細書(H21.1~H22.9)を送付していただき、取消日を確認しました。
- (2) 個人年金の支給金額を含めたら、すでに収入限度額を超えていた!
  - ➡ 定期的に年金として支給される個人年金は収入に含まれます。  
収入の確認できる資料と併せて個人年金の証書(写)を送付していただき、支給開始日にて取消しとなりました。
- (3) 非課税の収入(遺族年金、障害年金等)を含めたら、すでに収入限度額を超えていた!
  - ➡ 遺族年金、障害年金などの税法上課税されない収入も、収入額に含まれます。  
それぞれの証書、支給明細を確認し、支給開始や増額改定の時点で取消しとなりました。
- (4) 就職した被扶養者の「被扶養者申告書」や被扶養者証(カード)を事業所に提出したが、取消処理がされていなかった!
  - ➡ 「被扶養者申告書」や「被扶養者証(カード)」は共済センターに送付されなければ取消手続きが処理されませんので、関係書類は直接共済センター被扶養者担当へ送付してください。

《被扶養者・任継担当》



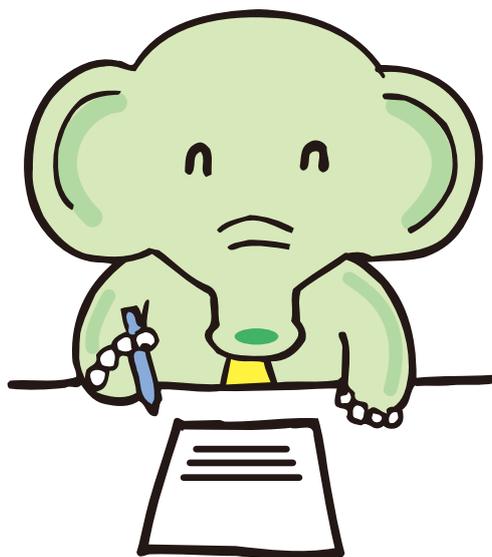
## 被扶養者からはずれる場合は、すぐに手続きを！

被扶養者としての要件を満たさなくなった場合は、**被扶養者の資格確認を待たずに、速やかに認定の取消手続きを行ってください。**

なお、扶養手当について、収入限度額（年間134万円）超過により扶養親族の認定の要件を欠くこととなる場合は、日本郵政共済組合の被扶養者の認定も取り消される場合があります。

被扶養者としての要件を欠くに至った場合は、速やかに「被扶養者申告書」に確認資料を添付して、共済センター被扶養者担当へ送付してください。

- この手続きを怠っていると、後に、要件を欠くに至った日まで遡って認定取消を行うこととなり、それまでに共済組合の「被扶養者証（カード）」を使用して受診した医療費等を返還いただくことになり、中には返還額が高額となるケースが発生しています。
- 被扶養者が既に健康保険制度に加入されている場合は、健康保険の二重加入はできませんので、健康保険加入日以降、お手持ちの共済組合の「被扶養者証（カード）」は効力を失います。
- 共済組合の被扶養者認定の収入限度額は、年間130万円（障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者を除く。）であり、扶養手当の扶養親族認定の収入限度額134万円と比べ、4万円低い額となっています。  
そのため、扶養手当について、収入限度額超過により扶養親族の認定の要件を欠くこととなる場合は、共済組合の被扶養者の認定も取り消されることとなります。



## 被扶養者として認定できる方とは？

三親等内の親族のうち

- ・ 主に組合員の収入で生活している方
- ・ 他の健康保険や共済組合に加入していない方
- ・ 年間130万円以上の所得がない方 (障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は年間180万円)

## 所得の年間の算出方法とは？

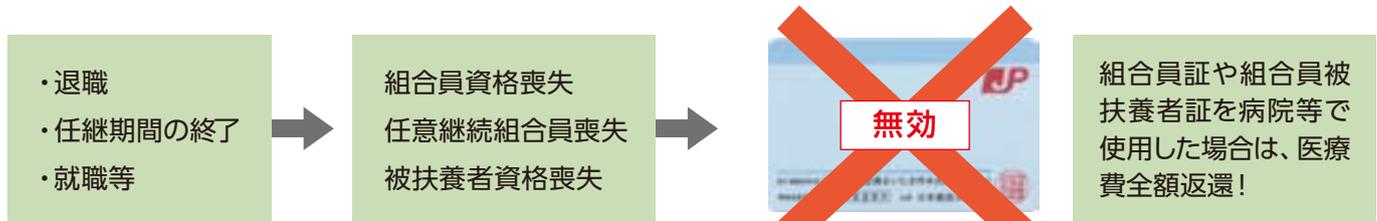
所得の年額とは、**向こう1年間の収入の推計額**をいいます(1月から12月までの累計額ではありません)。

- ・ **パート、アルバイト収入の場合**
  - ➡ 連続する3カ月の交通費等の非課税所得を含む総支給額の平均が月額108,334円未満(130万円÷12か月)であること。
- ・ **事業収入、不動産収入等がある場合**
  - ➡ 確定申告で申告した1年間の収入が130万円未満(事業の一時的な増減による認定取消は行いません)であること。
- ・ **雇用保険を受給している場合**
  - ➡ 受給日額が3,612円未満(130万円÷360)であること。  
また、雇用保険受給期間中に他の収入がある場合は、その収入も合算します。  
なお、日額3,612円以上の雇用保険を受給している間は、期間の長短にかかわらず年額130万円以上の所得がある者として被扶養者には認定できません。
- ・ **年金を受給している場合**
  - ➡ 「公的年金収入」、「生命保険会社等の個人年金収入」と「年金以外の収入(給与等)」とを合算した額が年額130万円未満(月額108,334円未満)であること。ただし、障害年金を受給している方及び60歳以上の公的年金を受給している方は、年額180万円未満(月額150,000円未満)となります。

《被扶養者・任継担当》

# 組合員証(保険証カード)等の返却はお済みですか？

資格喪失(組合員本人が退職したとき、任意継続組合員の期間満了又は掛金未納等により任意継続組合員でなくなったとき、被扶養者の方が就職等により扶養の要件を失ったとき)後は速やかに組合員証(カード)又は、被扶養者証(カード)を共済センター被扶養者・任継担当あてに返却してください。



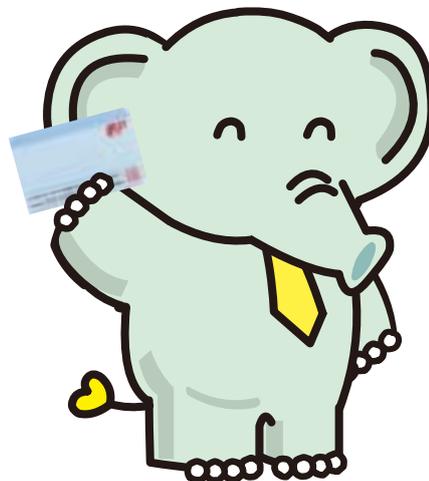
保険証カードは右図のように証明④部分にハサミを入れて、共済センターへご返却ください。切り取った④部分は処分してください。



## 注意

- 1 返却は勤務先ではなく、共済センター被扶養者・任継担当へ返却してください。
- 2 資格喪失日以降、組合員証(保険証カード)等を使用した場合は、無資格診療となり、共済組合が負担した医療費等を返納していただくことになりますので十分、注意してください。

《被扶養者・任継担当》



## 平成23年9月から長期掛金率が変わります

	現 行	平成23年9月改定
長期掛金率	77.54/1000	79.31/1000

長期掛金率は平成21年に行われた財政再計算により、平成22年から平成25年まで毎年9月に0.177%ずつ引き上げられることになっています。

《標準報酬担当》

## 9月に標準報酬の定時決定が行われます

共済掛金や給付金の算定の基礎となる標準報酬は、毎年7月1日現在の組合員である方について、4月、5月及び6月に受けた給与の平均額を報酬月額として標準報酬等級表にあてはめて決定されます。これを「定時決定」といいます。

### 注意

- 1 次の人はその年の定時決定は行われません。
  - ・ 6月1日以降に共済組合員の資格を取得した方
  - ・ 7月、8月又は9月のいずれかの月から随時改定が行われた方
- 2 4月に支給される6か月分の通勤手当については、当該支給額を支給月数で除して1か月分にしたらうえで4月、5月及び6月の給与に加えて計算されます。
- 3 定時決定の算出には基本給、諸手当等のすべてが含まれます。なお、支給回数が年3回以下の各種手当は、標準期末手当等の額に含まれるため、定時決定の算定には含まれません。

### 適用期間

定時決定により決定された標準報酬は、原則、9月1日から翌年の8月31日まで適用されます。

なお、ご自身の定時決定による標準報酬は、給与支給明細書上に記載されている適用年月及び標準報酬月額を確認してください。

《標準報酬担当》

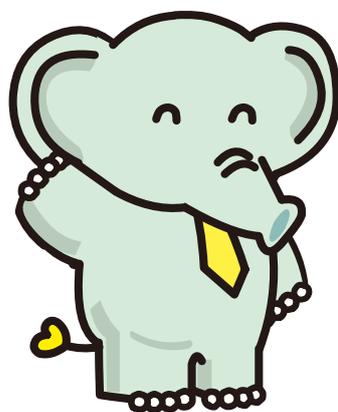
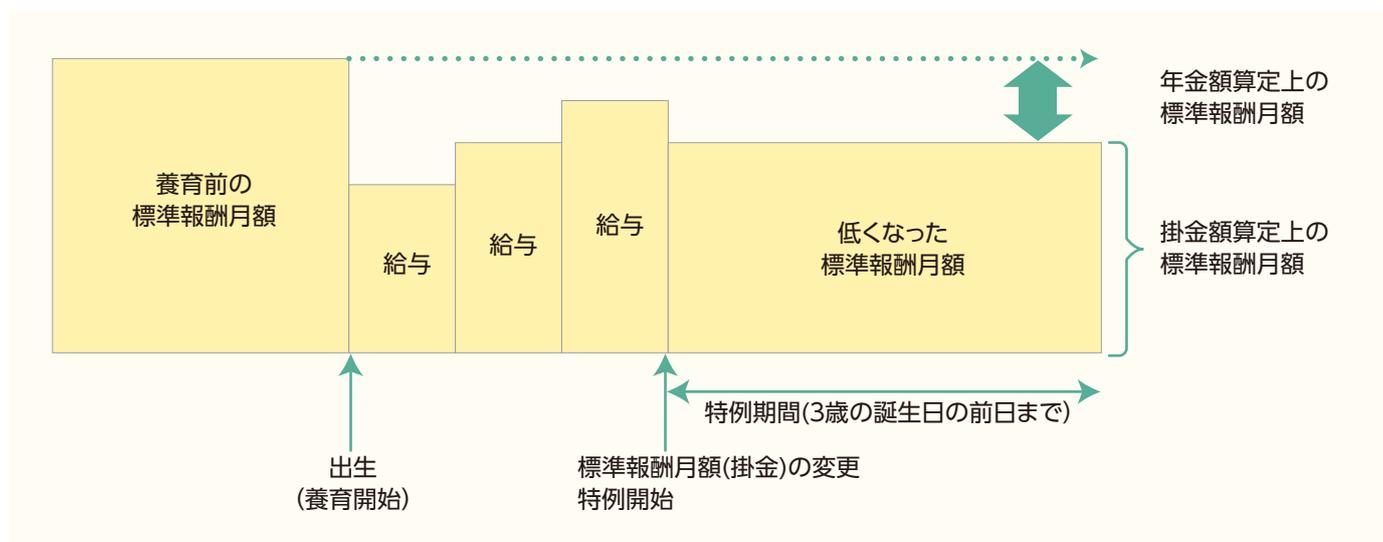
## 3歳未満の子を持つ組合員へのお知らせ

### 申出により年金額の減少を防止できます

3歳未満の子を養育し勤務時間の短縮等により給与が低くなると、9月の定時決定の際、標準報酬月額(掛金)が低くなる場合がありますが、この場合その分将来の年金額も低くなります。

しかし、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することにより、『低くなる前の標準報酬月額で将来の年金額が算定され、年金額の減少を防止することができる』特例が設けられています。

是非、この制度を活用してください。



将来もらえる年金額が低くなると困るけど、これで防止できて安心。

<p>申出方法</p>	<p>3歳未満の子を養育し、標準報酬月額が低下した場合、速やかに「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を共済センター標準報酬担当へ送付してください。</p>
<p>育児休業終了時の標準報酬月額の変更</p>	<p>育児休業から復帰後も3歳未満の子を養育し、勤務時間の短縮等により給与が低下した場合は、9月の定時決定を待たずに標準報酬月額(掛金)を変更(改定)することができます。 標準報酬月額の変更を希望する方は、コールセンターにご連絡いただくかホームページをご覧ください。</p>

《標準報酬担当》

## 医療機関の窓口での自己負担額が変更になる場合があります

9月1日から標準報酬月額が定時決定により変更となる方は、医療機関の窓口での自己負担額が変更になる場合があります。

下記の表を確認していただき、切替が必要な場合は、共済センター被扶養者・任継担当へ共済組合ホームページに掲載されている様式「[限度額適用認定申請書【切替用】](#)」又は「[特定疾病認定申請書【切替用】](#)」を提出し、新しい認定証等の交付を受けてください。

平成23年8月までの標準報酬月額	平成23年9月からの標準報酬月額	限度額適用認定証の適用区分の変更	特定疾病療養受療証の自己負担額の変更	切替手続の有無
53万円以上	53万円未満	A → B	2万円 → 1万円	有
	53万円以上	変更なし	変更なし	無
53万円未満	53万円以上	B → A	1万円 → 2万円	有
	53万円未満	変更なし	変更なし	無

《被扶養者・任継担当》

## 「医療費のお知らせ」を送付します

共済組合では、皆さまに医療費負担の仕組みや健康に関する意識を高めていただくため、平成23年4月～5月に受診した方の医療費等をお知らせします。平成23年10月中旬以降、対象の組合員及び被扶養者の医療費等を記載した「医療費のお知らせ」を、組合員本人のご住所あてに送付します。

### お知らせする対象及び内容

- ①対象 平成23年4月～5月に受診した医療費等。ただし、以下の受診は対象外です。
- 任意継続組合員の方の受診
  - 国家公務員共済組合連合会直営病院での受診
  - 公費助成を受けての受診
  - 組合員証や被扶養者証のカードを使用しない受診
- ②内容 受診者名、受診年月、診療区分(入院・外来等の別)、診療日数、総医療費(自己負担分と、共済組合負担分を合算した額)
- ③その他
- 対象の期間内に受診した場合でも、医療機関から共済組合への診療報酬の請求時期により、お知らせが送付されないことがあります。
  - 「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付資料や領収証としては使用できません。
  - 被扶養者の皆さまの医療費等を組合員本人へお知らせする際の個人情報の取扱いについては、共済組合ホームページをご覧ください。
  - 「医療費のお知らせ」送付により、組合員及び被扶養者の皆さまに不都合が生じる場合は、**平成23年9月30日までに**共済センター給付担当まで申し出てください。

《給付担当》

## 地方自治体医療費助成を受けている方は届出をお願いします

地方自治体の医療費助成を受けている方は、共済組合ホームページに掲載されている様式「地方自治体助成対象者届出書」を提出していただく必要があります。未提出の方は、共済センター給付担当に提出してください。

提出いただかないと、「共済組合の高額療養費等」と「地方自治体からの医療費助成」が二重に給付されてしまい、重複した分を共済組合又は地方自治体に返納していただくことになります。

※共済組合へ返納する場合、払込手数料は組合員負担となります。

主な地方自治体の助成制度 (自治体ごとに異なります)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 乳幼児医療費助成制度(15歳以下は概ね該当)</li><li>● 重度心身障がい者医療費助成制度</li><li>● 母子家庭医療費助成制度</li></ul>
-------------------------------	--

## 高額療養費等の送金を停止している場合があります

高額療養費等は請求書の提出を要さず、診療月の4か月以降に組合員のゆうちょ銀行口座に送金していますが、地方自治体の医療費助成を受けていると思われる場合等、誤支給を防止するため、共済組合の判断で支給を停止する場合があります。

「ひとつの医療機関で1か月の自己負担額が25,000円を超えている<sup>(※1)</sup>」が、高額療養費等が送金されていない方は、請求書を提出していただく場合がありますので、共済センター給付担当に照会してください。<sup>(※2)</sup>

(※1) 世帯でひとつの医療機関につき1か月に21,000円以上の自己負担が複数生じた場合は、それらを合算できるため、給付の対象となります。

(※2) 給付事由が生じた日から2年間請求しないと、時効により給付を受ける権利が消滅しますので、注意してください。

《給付担当》

## 住宅貸付金の年末残高等証明書をお届けします

年末調整・確定申告用の年末残高等証明書を、9月下旬から10月上旬にご住所に送付します。

年末調整等の手続に必要なになりますので大切に保管してください。

- 住宅借入金等特別控除の申告は、初回のみ確定申告を行い、2年目からは年末調整の手続ができます。
- 詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 発行対象者など詳細については、12ページをご覧ください。



《貸付担当》

# メタボ健診が **無料** で受けられます

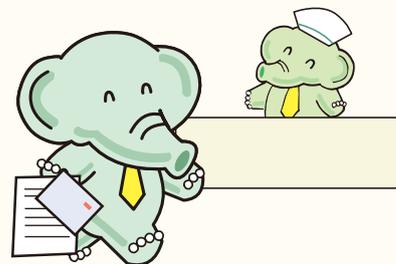
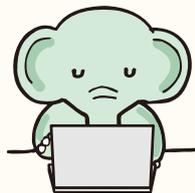
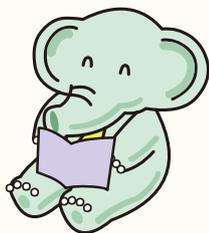
6月初旬に、メタボ健診の受診に必要な「特定健康診査受診券」(以下「受診券」といいます)を被扶養者の方や任意継続組合員の対象者の方全員に発送しました。メタボリックシンドロームになると動脈硬化のリスクが高まり、心臓病や脳卒中等の生活習慣病になりやすくなります。

メタボ健診の受診料は無料ですので、ぜひこの機会に受診し、メタボリックシンドロームを予防しましょう。

※ 対象者は、平成23年度に満40歳から満74歳になる、組合員の被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者の方です。

## 受診方法

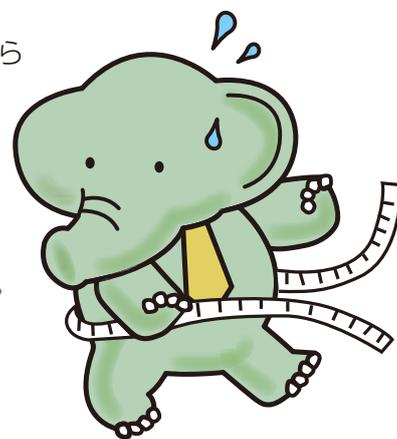
- 1 同封の「特定健康診査等実施機関一覧」か共済組合HPで近隣の健診機関を探す。
- 2 希望の健診機関に連絡し、受診の予約をする。
- 3 組合員証又は被扶養者証と受診券を持って健診機関へ行く。



## 特定保健指導

メタボ健診の結果、特定保健指導の対象となった方には、後日、共済センターから特定保健指導のご案内と利用券を送付します(特定保健指導は有料です)。

《助成担当》



## 住宅貸付金の年末残高等証明書の発行

### 1 発行対象者

- ①及び②のいずれにも該当する方
- ① 平成10年1月～平成23年8月の間に住宅貸付を受けた
  - ② 弁済回数が120回(10年)以上の住宅貸付
- ※ 発行対象条件には該当しないが、税務署で住宅ローン控除の対象であると確認されている場合は、年末残高等証明書発行申請書により共済センター貸付担当に申し込んでください。

### 2 再発行

- 原則として再発行はできません。**
- やむを得ず再発行を希望する場合は年末残高等証明書発行申請書を共済センター貸付担当に送付してください。
- ※ 発行申請書が共済センターへ到着後、発送までに1週間程度かかります。
  - ※ 80円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封してください。

### 3 年明けに発行となる方

- 以下に該当する方には、平成24年1月下旬から2月上旬に送付します。
- ・ 平成23年9月以降に臨時弁済等をして年末残高が変わった方
  - ・ 平成23年9月～平成23年12月の間に新規に一般住宅貸付を受けた方

## 日本郵政共済組合(共済センター)への連絡先など

### 1 電話によるお問い合わせは

**日本郵政共済組合コールセンター** 電話番号:0120-97-8484

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間/午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違いないようにお願いします。

### 2 最新情報や各種手続の確認・請求書等様式の入手は

**日本郵政共済組合ホームページ** <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいた照会などを参考に随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出を行う前にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への様式類の送付など、各種お申出は、コールセンターで受け付けます。

**日本郵政共済組合モバイルサイト** <http://www.yuseikyo-m.jp>

自宅にパソコンがないなど、共済組合ホームページをご覧になれない時でも、イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※ QRコード対応のカメラ付き携帯電話を利用して、読み取りができます。



### 3 各種申請・請求書等様式のあて先は

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※ 各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため、必ず担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済'09」を参照してください。)

※ 郵送料金は組合員負担となります。